

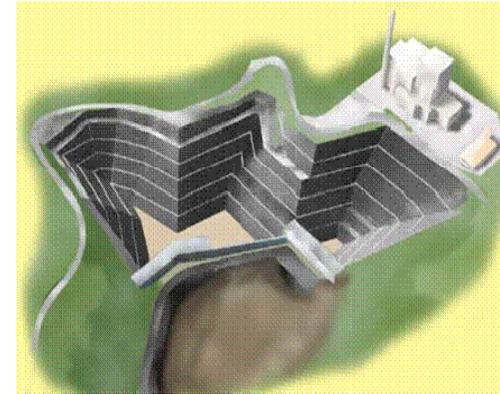
## 廃棄物の最終処分量の削減等②～施策の概要～

市町村における分別収集  
や有料化に係るガイドラインの普及を推進。

循環型社会形成推進交付金により市町村の廃棄物リサイクル施設の整備等の推進。

全産連の自主行動計画の支援、有機物の最終処分場への埋立の廃止へ向けた努力、等。

廃棄物の  
最終処分量削減



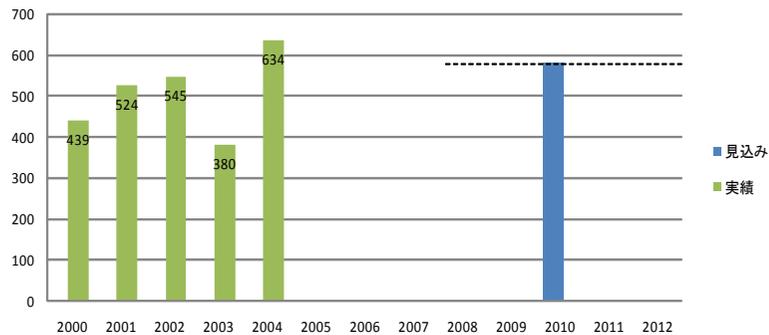
【廃棄物の埋立等に伴うCH<sub>4</sub>排出量】  
・50万tのCO<sub>2</sub>削減

# 廃棄物焼却に由来するCO<sub>2</sub>・N<sub>2</sub>O排出削減対策①

## ～CO<sub>2</sub>排出削減の実績・見込み・評価～

表1. 排出削減量(万t-CO<sub>2</sub>)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	第一約束 期間平均
見込み											580			580
実績	439	524	545	380	634									



### 対策・施策の進捗状況に関する評価

- 一般廃棄物(プラスチック)の焼却量は着実に減少(表2)。
- 産業廃棄物(廃プラスチック類、廃油)の焼却量は横ばいで推移(表3、4)。

表2. 一般廃棄物(プラスチック)の焼却量(単位:千トン)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
見込み											4383		
実績	4919	4943	4914	4844	4462								

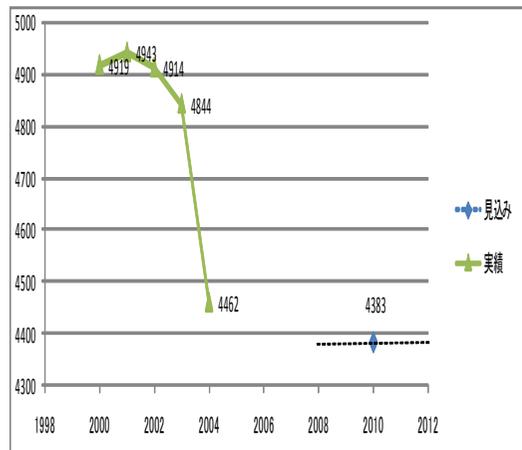


表3. 産業廃棄物(廃プラスチック類)の焼却量(単位:千トン)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	第一約束 期間平均
見込み											2000			4383
実績	1947	1835	1764	1964	1994									

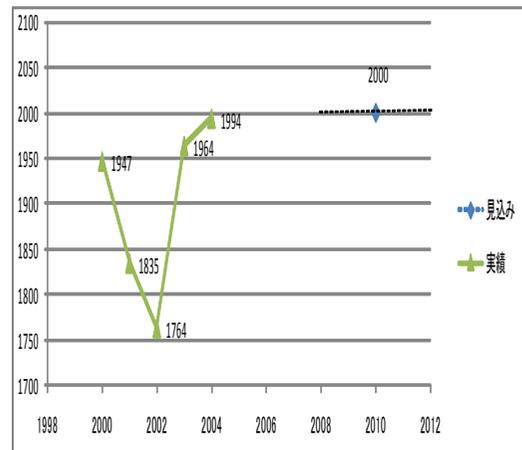
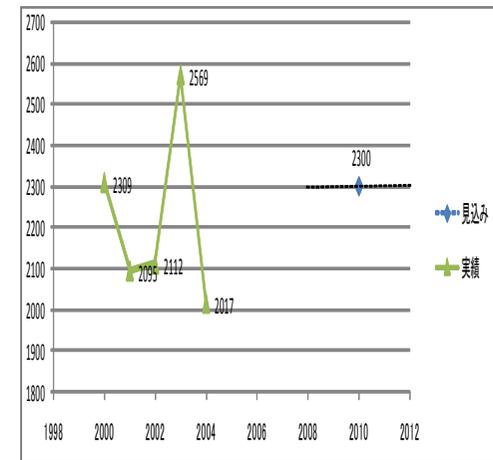


表4. 産業廃棄物(廃油)の焼却量(単位:千トン)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	第一約束 期間平均
見込み											2300			2300
実績	2309	2095	2112	2569	2017									

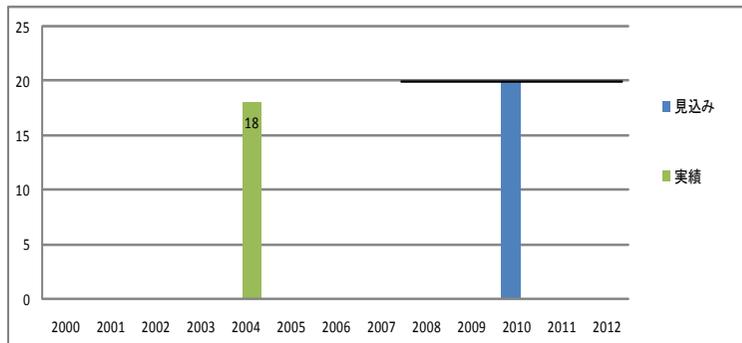


# 廃棄物焼却に由来するCO<sub>2</sub>・N<sub>2</sub>O排出削減対策②

## ～N<sub>2</sub>O排出削減の実績・見込み・評価～

排出削減量(万t-CO<sub>2</sub>)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	第一約束 期間平均
見込み											20			20
実績					18									

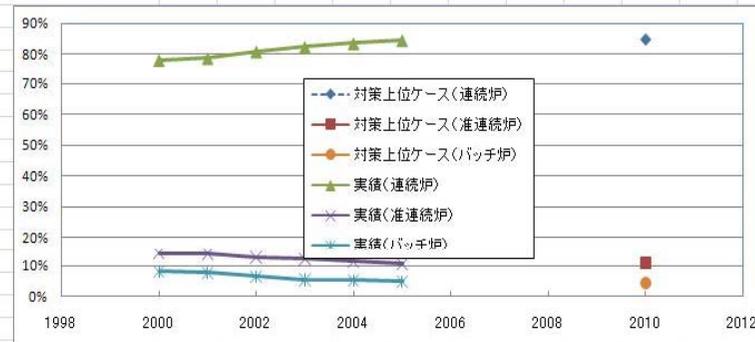


### 対策・施策の進捗状況に関する評価

●一般廃棄物処理施設に関しては、N<sub>2</sub>Oの発生量の少ない連続炉が着実に増加し、発生量が多いバッチ炉が減少。

対策評価指標: 焼却炉の種類別割合(単位:%)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	第一約束 期間平均
対策上位ケース(連続炉)											84.7%			84.7%
対策上位ケース(准連続炉)											10.9%			10.9%
対策上位ケース(バッチ炉)											4.3%			4.3%
実績(連続炉)	77.9%	78.6%	80.8%	82.3%	83.5%	84.5%								
実績(准連続炉)	14.1%	13.9%	12.7%	12.2%	11.2%	10.5%								
実績(バッチ炉)	8.1%	7.6%	6.6%	5.5%	5.2%	4.9%								



## 廃棄物焼却に由来するCO<sub>2</sub>・N<sub>2</sub>O排出削減対策③ ～施策の概要～

市町村における分別収集  
や有料化に係るガイドライ  
ンの普及を推進。

全産連の自主行動計画  
の支援、容器包装に係る  
3R推進、ごみ処理の広域  
化、等。

循環型社会形成推進交  
付金による市町村の廃棄  
物施設の整備・高度化を  
支援。



廃棄物焼  
却量の抑  
制・燃焼  
高度化

【廃棄物焼却に由来  
するCO<sub>2</sub>排出削減対  
策】

・580万tのCO<sub>2</sub>削減

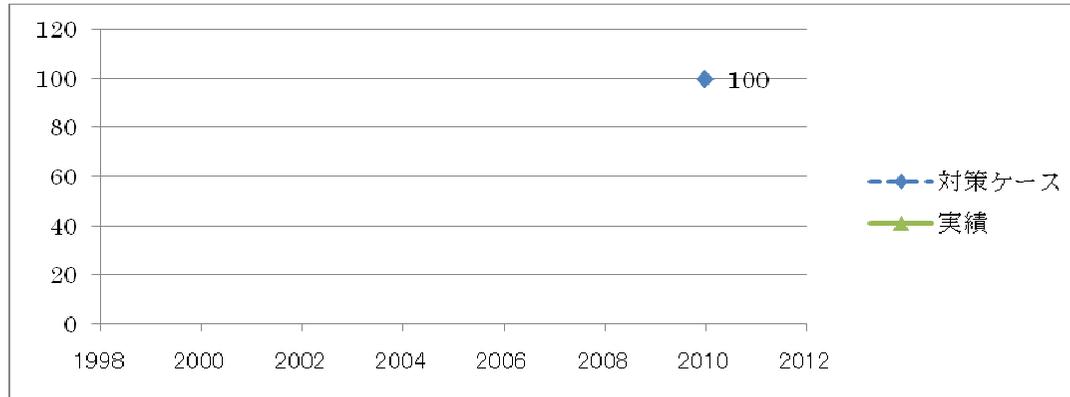
【一般廃棄物焼却に  
おける燃焼の高度化  
によるN<sub>2</sub>Oの削減】

・20万tのCO<sub>2</sub>削減

# 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正による温暖化対策の推進

対策評価指標(単位:地方公共団体実行計画の策定率(%))

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	第一約束 期間平均
対策ケース											100			100
実績														



※排出削減量は設定していない。

※対策評価指標は、都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市における(法改正後の)地方公共団体実行計画の策定率。

## 対策・施策の進捗状況 に関する評価

- 第169回通常国会において、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案が成立し、国・地方公共団体・事業者・国民による取組が強化されることとなった。
- 今後、法改正を踏まえて、政省令や指針の作成等を進める。

## 今回の法改正の概要

### 排出抑制等指針の策定

#### 事業活動に伴う排出抑制

- ・高効率設備の導入
- ・冷暖房抑制、オフィス機器の使用合理化 等

#### 日常生活における排出抑制

- ・製品等に関するCO2見える化推進
- ・3Rの促進 等

### 都道府県・一定の市による地域の計画策定

- ・きめ細かい取組を推進
- ・他の地域計画との連携

### 植林CDMの活用のための手続を整備など

### 事業者、フランチャイズチェーン単位での報告

- ・業務部門を中心に対象を拡大
- CDMクレジット等の活用促進に配慮

### 一定の市による推進センター設置

### エネルギー供給や事業に伴うCO2排出量の見える化

### ライフスタイルの改善の促進

# ポリシーミックスの活用①(経済的手法、国内排出量取引制度、環境税)

## ■環境税

環境税とは、**二酸化炭素の排出量又は化石燃料の消費量に応じて課税するもの**

炭素排出に価格を付け、これをシグナルとして受け取る企業や消費者が、費用対効果の高い対策技術の導入・利用を始めとする排出削減行動を行うインセンティブ(動機付け)を与えるとともに、排出削減に要する社会全体としてのコストを低減させる、低炭素社会を実現するための重要な政策手法

### 1. 環境税の政策的意義

#### ①「排出者責任負担の原則」の実現

二酸化炭素の排出に伴う社会的費用をだれが、どのように賄うのか、という問題に対し、環境税は、二酸化炭素の排出に応じた課税を行うものであり、排出が多い者ほど多くを支払い、排出が少ない者ほど少ない支払いで済む(削減に努力するものが報われる)、排出者責任負担の考え方に適った仕組み。

#### ②「排出削減」の実現=価格インセンティブ効果による排出削減・技術開発

排出に応じた課税がなされることで、排出を減らすための技術を利用するインセンティブが働く。また、こうした技術に対する需要が生まれることで、技術開発が促進される。

#### ③「社会全体の排出削減費用の最小化」の実現=効率性

税率よりも低い限界削減費用の対策が導入されることにより、社会全体の削減費用が最小化されることとなる。(高い効率性)

### 2. 京都議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定)における位置づけ

第3章第2節の2.横断的施策において下記のように定められている。

#### (1-3)環境税

地球温暖化防止のための環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。

### 3. 「低炭素社会・日本」をめざして(「福田ビジョン」)(平成20年6月9日 総理演説)における位置付け

#### (税制改革)

秋に予定している税制の抜本改革の検討の際には、道路特定財源の一般財源化後の使途の問題にとどまらず、環境税の取扱いを含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直し、税制のグリーン化を進めます。

### 4. 経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定)における位置付け

#### 4. 税体系の抜本的な改革に向けて(税制改革の重点事項)

#### (4) 低炭素化促進の観点からの税制全般の見直し

道路特定財源の一般財源化の問題にとどまらず、環境税の取扱いを含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直す。 25

# ポリシーミックスの活用②(経済的手法、国内排出量取引制度、環境税)

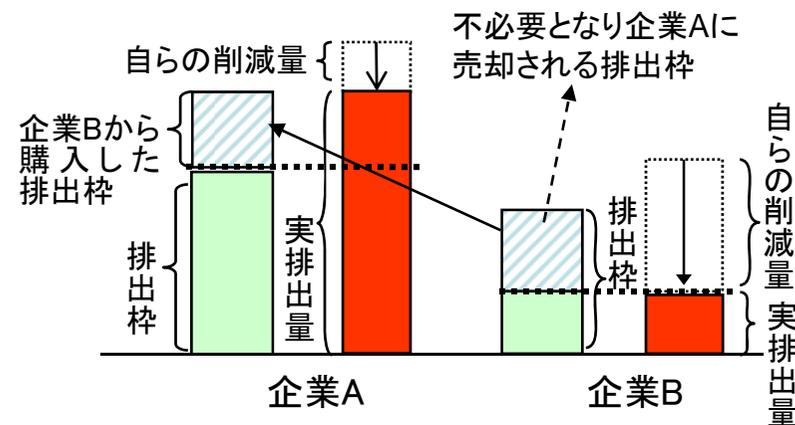
## 国内排出量取引制度

国内排出量取引制度とは、

- ①温室効果ガスの排出総量の目標量を決定し、
- ②制度の対象となる事業者に排出枠を交付し、
- ③排出枠の達成のため、事業者が自らの排出量を削減するとともに、
- ④余剰となる排出枠を有する事業者は、排出枠が不足する事業者にこれを売却することができる制度。

### 1. 国内排出量取引制度が有する特徴

- ①削減コストの低減化  
対策費用が安い事業者が大きく削減し、余剰となる排出枠を対策費用が高い事業者に販売することにより、全体として一定量の削減を実現する上で削減コストを最小化できる。
- ②目標達成の確実性  
目標の排出総量と同量の排出枠しか交付しないので、確実に排出削減を実現。
- ③目標達成の柔軟性  
事業者は、自ら排出削減を実施することに加え、他者からの排出枠購入によっても排出枠を達成することができる。



### 2. 京都議定書目標達成計画における位置付け

平成20年3月閣議決定された京都議定書目標達成計画の第3章第2節の2.横断的施策において下記のように定められている。

#### (1-2)国内排出量取引制度

確実かつ費用効率的な削減と取引等に係る知見・経験の蓄積を図るため、自ら定めた削減目標を達成しようとする企業に対して、経済的なインセンティブを与えるとともに、排出枠の取引を活用する自主参加型の国内排出量取引を2005年度から実施している。2007年夏に第1期が終了したことを受け、得られた結果を踏まえつつ、今後より有用な知見・経験を蓄積する観点から、参加者の拡大、参加方法の多様化及び検証方法の効率化を図る等同制度を拡充していく。国内排出量取引制度については、中期的な我が国の温暖化に係る戦略を実現するという観点も含め、2007年度フォローアップにより見込まれる、産業部門の対策の柱である「自主行動計画の拡大・強化」による相当な排出削減効果を十分踏まえた上で、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響、国際的な動向等の幅広い論点について、具体案の評価、導入の妥当性も含め、総合的に検討していくべき課題である。

### 3. 国内排出量取引制度の検討状況

温暖化対策の国内施策手法の一つとしての国内排出量取引制度に関し、諸外国の動向も踏まえ、その有効性や必要性の判断に資するため、我が国の実情を踏まえた具体的な制度設計のあり方を検討するため、「国内排出量取引制度検討会」を2008年1月に設置。2008年5月に中間まとめを発表した。本中間まとめは、制度設計の論点すべてを網羅した本邦初のレポートとなっており、日本の実情を踏まえつつ、いくつかの制度オプション試案を提示した。

2008年6月、福田総理が発表した『「低炭素社会・日本」をめざして』において秋から「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」を開始するとされたことを受け、今後、関係省庁と緊密に連携・協力しながら具体的内容について検討する。なお、環境省としては6月26日に行った「国内排出量取引制度検討会(第7回)」において、試行的実施の環境省案を発表した。

# 深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直し

## 施策の実施状況

- 深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直しに関し、地方公共団体における営業時間短縮要請の検討状況等も踏まえつつ、国民の抜本的な意識改革に向け、諸外国の状況も踏まえ、総合的に検討する。

# サマータイムの導入

## 前年度の施策の実施状況

1. サマータイム導入に伴う温室効果ガスの増減試算
2. サマータイム制度導入に伴うコスト計算の検討
3. サマータイム制度導入に関する「メリット」「デメリット」の検証

## 今年度を実施する施策の概要、予算等

1. サマータイム制度導入に伴うコスト計算の検討
2. サマータイム制度導入に関する諸問題の検証

## 次年度以降の施策強化等の方向性

- 議員立法の状況を踏まえつつ、サマータイム制度に係る論点の具体化を進め、
- 国民的議論の展開とともに、環境意識の醸成と合意形成を図る。

# 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

## 施策の全体像

温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する制度。

報告単位を現行の事業所単位から、事業者、フランチャイズチェーン単位に変更し、業務部門を中心に対象を拡大する改正法が本年6月に成立。

## 実施した施策の概要と今後の予定

前年度：施行後最初の報告となる平成18年度排出量の集計結果について3月28日に公表した。

今年度：平成19年度排出量の集計・公表を行う。

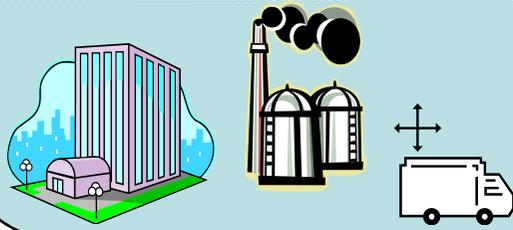
次年度：平成20年度排出量の集計・公表を行う。

次々年度以降：平成21年度排出量の報告より業務部門を中心に対象拡大

## 制度の概要

### 算定

- ・一定の裾きり量以上の温室効果ガスを排出する事業者等を対象
- ・産業、業務（公的部門を含む）、運輸部門が対象
- ・事業所単位（運輸部門は事業者単位）6ガスごとに算定



### 報告

秘密に該当する情報は、個別の温室効果ガス毎の排出量は公表・開示しないように請求

※エネルギー起源CO2の報告については省エネ法を活用

国

集計  
・  
公表

事  
業  
者  
国  
民

<集計単位>

・企業・業種・都道府県

※事業所ごとの情報は請求に応じて開示